

東北地方太平洋沖地震で被災された電気主任技術者試験  
一次試験免除者及び科目合格留保者の方への措置

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。  
当試験センターでは、平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害  
救助法適用地域（東京都を除く。以下同じ。）に居住する方に対し、次の内容で特  
別措置を講ずることとしましたのでお知らせします。

1．特別措置の内容

- (1) 第一種及び第二種電気主任技術者試験の一次試験免除者の資格有効年度をそ  
れぞれ1年延長する。
- (2) 第一種、第二種及び第三種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有効  
年度をそれぞれ1年延長する。

2．対象者

特別措置を講じる対象者は、平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地  
震の災害救助法適用地域に居住する方で平成23年度を受験申込みをしなかった次  
の方となります。

- (1) 平成22年度一次試験に合格した方
- (2) 平成21年度又は平成22年度に科目合格した方

3．手続き

試験センターが現在、保有する住所に基づいて特別措置を行います。

ただし、災害救助法適用地域外から災害救助法適用地域内に住所変更があった  
方については別途、理由を添えて住所変更届を提出してください。

【本件に関する問い合わせ先】

一般財団法人 電気技術者試験センター  
電話 03 - 3552 - 7691